

保護者 殿

年 組 番 氏名

岡山県立津山中学校・高等学校長

登校の時期についてのお願い

お宅のお子様は現在()でお休みになっておられますが、これは学校保健安全法による、学校で予防すべき感染症であり、生徒に感染するおそれのある間は、登校してはいけないことになっております。その間の基準は次のとおりですが、主治医に相談され、許可があった後に学校に来るようにしてください。登校の際は、下記の「治癒証明書」をもらって来られますようお願いいたします。

【学校感染症と出席停止期間の基準】(平成24年3月改正による)

(第二種)

- インフルエンザ ————— 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
- 百日咳 ————— 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
- 麻疹(はしか) ————— 解熱後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 ————— 腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- 風疹(三日ばしか) ————— 発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう) ————— すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱(プール熱) ——— 主要症状消退後2日を経過するまで
- 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 ——— 症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

(第三種)

- コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎
 - 急性出血性結膜炎 ○溶連菌感染症 ○ウイルス性肝炎 ○手足口病 ○伝染性紅斑
 - ヘルパンギーナ ○マイコプラズマ感染症 ○流行性嘔吐下痢症など ○その他の感染症
 - 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
- ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です

治癒証明書

年 組 番

氏名

上記の者は、平成 年 月 日より()にて加療中でしたが、治癒しましたので 月 日より集団生活可能と認め登校を許可します。

平成 年 月 日

医師氏名

印